

○邑南町奨学基金条例施行規則

平成 29 年 3 月 30 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、邑南町奨学基金条例(平成 23 年邑南町条例第 1 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、学資の貸与(以下「奨学金」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第 2 条 奨学金を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与願書(様式第 1 号)
- (2) 在学証明書
- (3) 本人及び保護者の住民票
- (4) 本人と生計を同じくする家族の当該年度の所得証明書
- (5) その他必要と認める書類

(奨学生の決定)

第 3 条 奨学生は、出願者のうち邑南町奨学生審査委員会(以下「審査委員会」という。)が適当と認めた者の中から、町長がこれを決定する。

2 奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書(様式第 2 号)により本人へ通知する。

3 奨学生として認定された場合は、すみやかに次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書・振込口座届(様式第 3 号)
- (2) 条例第 8 条第 2 号に定める連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)の住民票
- (3) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (4) 連帯保証人の納税証明書

(連帯保証人)

第 4 条 連帯保証人は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 邑南町に住所を有していること。
- (2) 満 20 歳以上であること。
- (3) 奨学生及びその保護者と別世帯で、自分で生計を維持していること。
- (4) 町税の滞納がないこと。

2 やむを得ない理由により、前項第 1 号の要件を満たす連帯保証人を立てることが著しく難しい場合は、町外在住の連帯保証人を認める。

3 連帯保証人が第 1 項の要件を満たさなくなったときは、1 箇月以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(変更の届出)

第5条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに町長へ届け出なければならない。

- (1) 本人、保護者又は連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (3) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (4) 他の奨学金を受けることになったとき。
- (5) 奨学金の貸与を辞退するとき。

(奨学金の償還)

第6条 奨学生は、奨学金の交付が終了したときは、次の各号に掲げる書類を町長へ提出しなければならない。

- (1) 奨学金借用証書(様式第4号)
- (2) 奨学金償還方法届(様式第5号)
- (3) その他必要と認める書類

2 据置期間中及び条例第13条第2号により償還の猶予を受けた奨学生は、償還が開始されるまで又は償還の免除が決定されるまで、毎年3月末までに進路状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(償還の猶予、期間の延長又は免除の手続)

第7条 条例第13条に規定する償還の猶予又は条例第14条に規定する償還期間の延長、若しくは条例第15条に規定する償還の免除を受けようとする者は、償還猶予(延長)承認願(様式第7号)、若しくは償還免除承認願(様式第8号)に必要な証明書類を添付して、町長へ提出しなければならない。

2 前項の可否を決定したときは、償還猶予(延長、免除)決定通知書(様式第9号)により本人へ通知する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。